

最終更新日：令和3年3月31日

分類	質問	回答
全般	新たに事故報告の対象に追加される太陽電池発電設備はどのような設備ですか？	太陽電池発電設備は、電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、 10kW以上50kW未満 が対象となります。
	住宅用太陽電池発電設備は事故報告の対象となりますか？	事故報告の対象は、設置形態によらず、出力で判断しますので、住宅用であっても出力が10kW以上の場合は、事故報告の対象となります。 10kW未満であれば、事故報告の対象外となります。
	発電出力は、系統連系出力でしょうか？パネル（モジュール）合計出力でしょうか？	電気事業法上の出力の取り扱いは、原則として太陽電池パネル（モジュール）の合計出力で判断します。 ただし、太陽電池パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良いこととします。
	発電した電力は、売電せず自家消費していますが、事故報告の対象となりますか？	全量売電、自家消費にかかわらず10kW以上50kW未満の設備が対象となります。
感電などによる死傷事故について	感電などによる死傷事故とはどのような事故が対象となりますか？	感電や電気工作物の破損もしくは誤った操作などによって人が死亡もしくは病院等に入院した場合が対象となります。
	事故を原因とする死亡や傷害の治療を目的とした入院であることが明らかでない場合はどのように判断したらよいでしょうか？	電気工作物の事故が原因かどうか判断が難しい場合は、医師の診断結果により判断します。 また、医師の診断結果が得られない場合は、当該事故の状況を客観的に調査の上、判断することとします。なお、医師の診断書等により、経過観察、検査等を目的とした入院であることが明らか場合は、事故報告の対象外となります。
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に死傷事故が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
電気火災事故について	電気火災事故は、どのような事故が対象となりますか？	太陽電池パネル（モジュール）、逆変換装置（パワーコンディショナー）、電線路、変圧器、配線等に漏電、短絡等の電氣的異常が発生し、それによる発熱、発火が原因で、建造物、車両、その他の工作物、山林等に火災を起こさせたものが対象となります。

分類	質問	回答
	火災による損壊の程度はどれくらいで火災に事故に該当するのでしょうか？	火災による損壊の程度が半焼以上の場合、火災事故に該当します。 半焼とは、火災による損壊の程度が工作物（建物については延床面積）の20%以上70%程度であること（内閣府の「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」で検討された「災害の被害認定基準について」に準じます。）
	火災発生時に、「半壊以上」であることを直ちに判断することは困難な場合がありますがどうしたらよいでしょうか？	判断に迷う場合は、鎮火後の状況を確認し、「半焼以上」であることを確認し、当該火災の原因が電気工作物に起因するものと判断した時点を「事故の発生を知った時（覚知した時）」とします。 また、当該電気工作物の設置者自ら「半焼以上」であることを確認できない場合、消防署が「半焼以上」と判断することをもって、当該事故の火災の程度を「半焼以上」と判断することとします。
	電気工作物自体の火災のみの場合は、火災事故の対象外でしょうか？	電気工作物自体の火災のみの場合は、火災事故の対象外となりますが、損壊した電気工作物が主要電気工作物に該当する場合は「破損事故」として事故報告の対象となります。
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に電気火災が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
他の物件への損傷事故について	他の物件への損傷事故とはどのようなものが対象となりますか？	事故を発生させた電気工作物の所有者又は占有者ではない第三者の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故が対象となります。 例えば、太陽電池パネル（モジュール）が敷地外（柵外）に飛散した場合や、敷地内の土砂崩れ等による道路等の閉塞、交通の阻害等が対象となります。 こうした事故が発生した際は、事故報告だけでなく、被害に対する適切な措置や対策を早期に講ずべき責務が所有者又は占有者にあることに留意してください。
	台風による強風で、太陽電池パネル（モジュール）が敷地外（柵外）に飛散した場合、自然現象なので事故報告の対象外でしょうか？	自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損等に伴う他の物件への損傷事故も対象となります。
	太陽電池パネル（モジュール）が強風により1枚でも敷地外（柵外）に飛散した場合、事故報告の対象になりますか？	破損の程度が半壊未満であっても、敷地外（柵外）に飛散した場合は、「他の物件への損傷事故」として事故報告を行う必要があります。なお、電気事業法の法目的である「公共安全の確保」の観点から、電気工作物の保守管理運営の面で十分検討し、対策を立てる必要があります。

分類	質問	回答
	電気工作物の工事中、試運転中、点検中に他の物件への損傷が発生した場合は、事故の対象となるのでしょうか？	事故の対象になります。
	敷地外（柵外）へ土砂が流出した場合は事故報告の対象になりますか。	<p>太陽電池パネル（モジュール）や支持物、柵やへいなどの電気工作物の破損等を伴う土砂崩れや土砂流出が発生し、道路等の閉塞、人や車両の通行の阻害等、第三者の物件に対して本来の機能の一部を損なわせた場合、他の物件への損傷事故に該当し、事故報告の対象となります。</p> <p>また、電気工作物の破損等を伴わない土砂流出の場合であっても、土砂流出の発生の主たる原因が当該支持物を施設したことによる影響と判断されるものについては、他の物件への損傷事故に該当し、事故報告の対象となります。</p> <p>これは、電気事業法における技術基準において、太陽電池パネル（モジュール）の支持物を土地に自立して施設する場合は、施設による土砂の流出又は崩落等が発生し、公衆安全に影響を与えることが無いよう施設することが規定されているためです。</p> <p>なお、個別の事象について判断に迷われる場合は、各産業保安監督部にご確認をお願いします</p>
主要電気工作物の破損事故について	主要電気工作物とはどのような設備が対象となるのでしょうか？	10kW以上の太陽電池モジュール（パネル）及び支持物、逆変換装置（1台あたり容量10kVA以上）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調速機、電力用コンデンサー、分路リアクトル及び限流リアクトル、周波数変換器、整流器、遮断器
	破損事故とはどのような事象が対象となるのでしょうか？	<p>電気工作物の変形、損傷もしくは破壊、火災又は絶縁劣化もしくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、もしくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、もしくはその使用を中止すること」が対象となります。</p> <p>例えば、落雷による太陽電池パネル（モジュール）又は逆変換装置（パワーコンディショナ）の焼損などが挙げられます。</p>
	電気工作物の工事中、試運転中に発生した破損は破損事故の対象となるのでしょうか？	主要電気工作物の破損事故は、当該主要電気工作物の使用を開始して以降の事故を対象としていますので、破損事故の対象外になります。
	設備、機器の停止を伴う点検中に不具合を発見した場合、破損事故の対象となるのでしょうか？	設備、機器の停止を伴う点検中に不具合が発生、または発見した場合は、破損事故の対象外になります。

分類	質問	回答
	豪雨等により発電設備が水没、浸水しましたが、破損事故の対象となるのでしょうか？	浸水、水没により、「直ちに、その運転が停止し、もしくはその運転を停止しなければならなくなること」で破損事故の対象となります。
	飛来物が衝突し、太陽電池パネル（モジュール）にひびが入ってしまった場合、破損事故の対象となるのでしょうか？	パネルの破損については、半壊 [*] 以上の損壊が破損事故となります。 ※半壊とは、損壊の程度が工作物（建物については延床面積）の20%以上70%程度であること（内閣府の「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」で検討された「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」に準ずる。）。
	太陽電池パネル（モジュール）の20%以上の破損とは、設置されているパネル面積全体の20%以上が破損した場合でしょうか。 あるいは、パネル1枚の破損面積が20%以上の場合でしょうか。	設置されているパネル面積全体の20%以上が破損した場合が対象となります。
	台風による強風や積雪などの自然災害により、支持物が損傷し、架台の一部が倒壊しましたが、破損事故の対象となるのでしょうか？	自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損も事故の対象となります。 なお、支持物については、地震、風圧、積雪等の荷重に対し、電気事業法における技術基準において、安定構造であることが求められています。
	自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損等による事故報告について、半壊以上の破損が報告の対象ですか。	安定構造等の設置当初の技術基準適合性能を満たさなくなるような支持物の破損が発生した場合は、技術基準適合義務違反のおそれ及び二次被害の拡大防止の観点から、規模に関わらず事故として報告していただく必要があります。 なお、破損した支持物を再建する場合は、設置当時の技術基準ではなく、最新の技術基準に適合させる必要があります。

分類	質問	回答
	<p>支持物の破損事故とはどのような事例でしょうか。</p>	<p>基礎や架台を構成する部材に、座屈、切断、脱落等の損傷が発生した場合、事故報告の対象となります。</p> <p>なお、構成する部材とは基礎（杭基礎やコンクリート基礎）、支柱、梁（太陽電池パネルの受材を含む）、筋交い等の主要な部材だけでなく、部材間の接合部材も含まれます。</p> <p>また、基礎部分については、上部構造に支障をきたす沈下、浮き上がり、水平方向への移動が生じた場合、事故報告の対象となります。</p> <p>例えば、土地に自立して施設される支持物の基礎部分が、雨水などにより地盤が削られ、基礎部分が露出によって沈下、ずれ、傾きが発生し、上部構造から伝達される荷重に対して十分な抵抗力を有しなくなった場合は事故報告の対象となります。積雪や強風等によって基礎の沈下、浮き上がり、傾き等が発生した場合も事故報告の対象となります。</p>
	<p>太陽電池発電設備の逆変換装置（全5台のうち2台）が内部部品の焼損により停止しました。逆変換装置1台あたりの容量は6kVAですが、2台合計容量は12kVAで、10kVA以上となりますが、破損事故に該当しますか。</p>	<p>該当しません。1台あたり容量10kVAの逆変換装置が対象となりますので、1台あたり10kVA未満の逆変換装置については、複数台の破損により合計容量が10kVA以上となっても、事故報告の対象外です。</p>
	<p>パネルやケーブルの盗難は事故報告の対象ですか。</p>	<p>盗難については事故報告の対象外です。</p>
	<p>敷地内（柵内）の法面の土砂崩れは事故報告の対象になりますか。</p>	<p>支持物などの電気工作物の破損等を伴わない、法面の崩壊であれば、事故報告の対象外です。</p> <p>一方、法面の土砂崩れにより支持物の破損等が発生した場合は、主要電気工作物の破損事故に該当し、事故報告の対象となります。</p>
	<p>逆変換装置（パワーコンディショナー）が自動停止したため、装置を確認したところ、溶断したヒューズが発見されましたが、装置の焼損など破損はありませんでした。ヒューズ交換後、正常に再起動ができた場合は、事故報告の対象外としてよいでしょうか。</p>	<p>ヒューズや保護リレーなど逆変換装置本体の破損を防止する安全装置の作動により運転が自動停止した場合、装置に焼損などの破損は無く、安全確認を行って正常に再起動できた場合は、事故報告の対象外となります。</p>